

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和4年10月24日（月）13時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 三重県いじめ防止強化月間の取組について
- ・ 教員を志望する大学生が教員研修に参加します

質疑事項

- ・ 訴訟事件の処理について
- ・ 夜間中学について
- ・ 岐阜県立高校への月刊誌送付について
- ・ いじめ調査委員会について

発表項目

○ 三重県いじめ防止強化月間の取組について

三重県いじめ防止強化月間の取組についてです。三重県では児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外に問わず、いじめが行われなくなるようにすることなどを基本理念といたしました三重県いじめ防止条例を、平成30年4月から施行しております。今年で5年目を迎えるということになりました。条例では、毎年4月と11月をいじめ防止強化月間としております。本年11月の主な取組をご説明いたします。

まず資料1番の(1)ですけれど、三重交通バスさんの協力を得て、1点目がいじめ防止キャンペーンバスとして、三重交通のバスに高校生がいじめ防止をテーマにしたペイントを施すというものです。車両としては2台提供いただきます。津商業高校の美術部と名張高校の美術部が制作を担当いたしました、このキャンペーンバスは11月1日から津市内と名張市内を走行し、11月の後も走行させていただく予定です。10月27日と10月31日に完成のお披露目をさせていただきます。また、県内を走る三重交通のすべての路線バスの車内に津商業高校生徒会がデザインいたしました、いじめ防止ポスターを掲示させていただきます。2点目がいじめ防止のキャンペーントレインということで、伊勢鉄道の列車1編成の前後に稲生高校美術部の生徒さんが作成したいじめ防止のヘッドマークをつけて、11月中走行させていただきます。3点目が伊賀フットボールクラブくノ一、三重女子サッカーですけれど、ファン感謝デーが11月5日の11時から14時まで上野運動公園でございます。そこの会場にブースを設置して、くノ一の選手と伊賀白鳳高校のサッカー部の部員が来場者に呼びかけて、メッセージボードに応援メッセージを書いてもらうとともに、マシヤグループさん提供のストップいじめのシールを貼ったせんべいとピンク色のマスクあるいは啓

発チラシなどを配布いたします。感謝デーの中でくノ一の選手とチームのマスコットキャラクターのくのみんちゃんが11月いじめ防止月間であることと、いじめ防止に向けたメッセージを来場者に伝えます。次が、デジタルサイネージを活用した啓発活動ということで、三重ホンダヒート男子ラグビーのご協力で15秒間の動画を作成し、11月中、資料に記載の郵便局さらにイオン津南でデジタルサイネージを活用して放映いただきます。また、ショッピングセンターでも、いじめ防止啓発イベントとして11月12日に13時から15時35分までイオン津南のみなみの広場において、四日市南高校吹奏楽部によるいじめ防止の演奏会、あるいは三重ホンダヒートのラグビー選手によるいじめ防止事業、さらに名張青峰高校書道部によるいじめ防止書道パフォーマンスなどを行います。次がコンビニエンスストアでいじめ防止強化月間ポスターの掲示ということで、県内のローソン約150店舗に掲示させていただきます。街頭啓発活動として11月1日は近鉄、JR津駅で三重ホンダヒート、津商業高校の生徒さんにご協力いただきます。11月4日は近鉄名張駅で、伊賀フットボールクラブくノ一三重のみなさん、名張高校のみなさんにご協力いただきます。11月8日は、近鉄四日市駅でパールズのみなさん、四日市商業高校の生徒さん、11月10日は、宇治山田駅でFC.ISE-SHIMAのサッカー選手のみなさん、伊勢工業高校の生徒さんで、街頭啓発を行います。学校の取組例といたしましては、生徒会役員がいじめ防止の標語を全校生徒に募集し、文化祭で作品を紹介して賞を授与する。応募された標語は校内に掲示したり、全校生徒がピンク色のマスクや、生徒が作成した缶バッジを身につけ、いじめ防止の機運を高めたり、あるいは写真撮影するイベントを開催することで、生徒一人ひとりの意識づけをしたり、生徒がいじめ防止メッセージ動画を作成して、自校のホームページなどで発信してもらいます。いじめ防止応援サポーターの取組例としては、いじめ防止7か条をすでに作っていただいている学習塾で、それを教室に掲示し、児童生徒に周知したり、スポーツクラブ指導員がいじめ防止に係る講話を行い、練習中の児童生徒の見守りを強化するなどの取組や、自社でいじめ防止の看板を製作して設置することで、社員に加え代表者の方にも啓発いただいたり、社員の意識を高めてもらうために、社員が作成したバッジを全社員で身につけて全体写真を撮影し、ホームページやSNSに投稿したり、期間中の週1回、社員の方が自身の子どもの悩みを聞く日を設けたり、あるいは自社商品を販売するショッピングセンターの商品棚にいじめ防止の飾り付けを啓発するなど、多様な取組を行っていただきます。資料4ページの方がバスで、ペイントの方はすでにさせていただき、ご覧のような形のキャンペーンバスとして、名張高校、津商業高校が取り組んでおります。資料5ページの方は、三重ホンダヒートのみなさんの動画を撮影したものです。

○ 教員を志望する大学生が教員研修に参加します

教員を志望する大学生が教員研修に参加するものです。この取組は今年度新たに行うもので、11月1日から令和5年2月10日まで実施し、参加を希望する三重大学及び皇學館大学の3、4年生を対象といたします。実施の経緯ですけれども、県の教育委員会では教育に関

して相互に連携協力を行う協定を結んでいる三重大学、皇學館大学と、連絡推進会議を実施しており、昨年度の会議で、教員志望者が減っていることの対応について協議し、研修の視点から、学校現場の体験あるいは授業改善過程を体験できるよう、大学生が教員研修の授業実践研修に参加していただけることにいたしました。授業実践研修ですけれども、これは教職経験年数が異なる初任者、6年次、中堅向上研修これは11年研修ですけれども、この受講者が合同で、講習とか担当教科に応じて10人程度の班を形成して、授業改善を目的に実施するグループ研修であります。これまでこういった研修を県の特徴として実施しているのですけれども、大学生はその授業公開の日程に合わせて、半日または1日参加して授業公開とか研究協議の参加を行うものです。目的として、こういった授業公開や各教科の授業づくりの研究協議に参加してもらうことで、教員を志望する大学生に教員の業務の具体的な進め方を知ってもらって、希望や熱意をさらに持ってもらって、教職着任時の具体的な授業づくりについての理解を深めていきたいと考えております。こういった体験を通じて教職の魅力ややりがいを感じていただいて、教員志望する大学生が増えることを期待しております。研修場所は資料に記載のとおりです。

発表項目に関する質疑

○ 三重県いじめ防止強化月間の取組について

(質) いじめ防止月間の取組についてですけれども、今回さまざまな高校生や学生とともに啓発活動されると思うのですけれども、改めてそういった学生とともに啓発活動をするとのねらいでしたり、意義というところを教えてください。

(答) 11月はいじめ防止強化月間ということで、学校においてはこれまで条例が制定されて以降、生徒さんが主体でさまざまな取組をされてきております。そのことに加えて、例えばいじめ防止応援サポーターの方であるとか、先ほど申し上げたようなスポーツクラブの方々とともに、生徒も一緒になっていじめ防止の取組をするということで、生徒にとっては、多くの社会の方がいじめの防止あるいは児童生徒を見守ってもらっているということも、認識していただければと思いますし、そういう応援サポーターを始め、スポーツクラブの方々に高校生などの実際の活動とか考え方にもできたら触れていただいて、見守りやいじめの防止など安心して子どもたちが学校生活を送れるような環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

(質) 資料2番のところ、学校の取組例というところも先ほど紹介していただいたと思うのですけれども、これは県立学校の全学校で何かしら取組があるということでしょうか。

(答) そうです。これを書かせていただいたのは、県立学校での取組事例です。小学校、中学校でもそれぞれ工夫をしながら取組をしていただいております。

(質) やはりピンク色のシャツを着ることよりも、学校現場で各学級であつたり各クラスで、何でいじめをしてはいけないと言っているのになくならないんだろということをしつかり議論することが、いじめ根絶・防止に向けた1番の取組ではないかと、毎年申し

上げておりますが、今回は、何か学校でそういった子どもたちで議論するであったり、授業で何か特別なことが行われるというのは、ちょっと考案してもらおうということで、その考案以外で全部の学校で何かございますか。

(答) 各学校で、今おっしゃっていただいたピンクシャツとか、そのピンクの小物を付けるということはあるのですけれど、そういったことだけにとどまらず、今おっしゃっていただいたような授業の中であったり、あるいは生徒会活動において例えば、標語を募集したり、学校によってはサークル活動としてもいじめ防止の動画を主体的に作ったりするところもありますし、これは11月に限らないのですけれど、小中学校も含めていじめの防止に関する外部の方の授業などを、年間を通じて行わせていただいているところです。そこで、児童生徒がいじめはどういうことであるかとか、そのことがなぜ起きるのかとか、学校生活でどうすれば嫌な思いをしなくなるとか、そういったことを考えたり、人と話し合ったりする場というのは大切だと思いますので、そのことについても引き続きそれぞれの学校の状況に応じて取り組んでもらえるよう我々もしっかりやっていきたいと思っております。

(質) これ、それぞれの学校に応じて取り組んでもらうというより、もう一律に考えてくれという機会を県教委から例えば呼びかけていく、つまり、その標語やサークル活動だと言っても、それを行うということについてはみんなで協力してやったらいいけれども、それによってどういうふうな経緯で、どうやっていじめをなくしていけるのかとか、そこにどうつながるかというのがいつもちょっと微妙なところで、そういうことでちょっと聞きたいのが、もうこれ5年目なのですよね。5年でこの条例に基づく強化月間の取組を行ったことによって、具体的にいじめの発生件数及び認知件数にどのような効果があったのか、そういう取組の成果はいかがでしょうか。

(答) まず、いじめの認知件数については、校種によりましては、三重県全体としては、ここ数年件数として増えております。それで、認知するというところに留まらずに、認知したいじめについて対応する、解消していくということが大事になりますので、その部分については、解消の定義が3ヶ月間いじめがなくなっていることですので、そのことについて確認をしてきております。解消率は今手元に持っていないのですけれど、これは全ての案件についてしているところです。児童生徒等がこういった活動に参加する、あるいはもっと主体的に参加する状況は多くなっていると思いますし、周りの大人たちと協力して取り組んでいる学校も増えていると思います。そのことを通じて、より児童生徒がいじめのこと、嫌な思いをする相手のことを話し合ったりということで、いじめの防止であったり、安心して学校生活を送れるようにしていきたいと思っております。

(質) 県全体でいじめの件数が増えているというのは、具体的な数字が出ているのでしょうか。

(答) 出ております。

(答 生徒指導課) 令和2年度の文部科学省の調査結果ですけれども、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校合わせて、3,764件の認知件数がございました。

(質) 三重県内で。

(答 生徒指導課) そうです。

(質) 1日10件ぐらいあるということですか。

(答 生徒指導課) 3,764を365で割りますと、そうなります。

(答) 令和2年度が、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校合わせて、公立なのですけれども、三重県で3,764件です。令和元年度が同じく3,447件です。平成30年度が3,105件で、平成29年度が2,219件ということです。千人当たりの認知件数という形で全国の状況が出ているのですけれども、それでいきますと、全国の平均よりも、三重県の千人当たりの認知件数は少ない状況です。

(質) 何年連続で増えているのですか。

(答) 平成28年は2,606件ですので、平成28年から平成29年は合計数としては減っております。

(質) 3年連続で増えているということですか。

(答) 29年から30年、30年から元年、元年から2年ですので、そうです。

(質) 条例制定が30年でございましたね。

(答) そうです。

(質) 条例制定する前は減っていた年もあるのに、条例制定以降は増えている。それも条例制定以降から、この強化月間の取組を行ってきたけれども、それでも件数としては、あくまで件数だけ見た場合ですけど、増えているわけですね。そうすると、取組と効果というところにおいて、どういうふうに認識していますか。

(答) 今までも十分認知できなかった部分もあるのではないかと認識しておりますので、認知件数が増えたから効果がなかった形での捉え方はしていなくて、まず、いじめをなくしていく思いはあるのですけれども、一方で、児童生徒が条例や法律に基づくようないじめに該当する部分については、しっかり把握していく、あるいは児童生徒が相談したり、大人や教職員に伝えやすい状況を作っていくことが、まず大事だと思っております。加えて、さっき申し上げましたけれども、いじめについてしっかり対応して、嫌な思いをしている子どもさんたちの状況を改善して、安心して過ごせるような形にしていきたいと思っております。

○ 教員を志望する大学生が教員研修に参加しますについて

(質) この授業実践研修というのは、大学生は半日または1日参加し、とあるのですけれども、研修自体はもう少し長くされるものなのですか。

(答) そうです。

(答 研修推進課) 研修自体はシリーズもので、年間で4日間行うのですが、この中で半日

または1日参加していただくということです。

(質) 授業公開、研究協議の参観を行うということなのですが、参加した大学生も一緒に授業づくりに取り組むということですか。

(答 研修推進課) 研究協議の様子を参観することで、一緒に入って授業の改善等を行うわけではなく、その様子进行参観する形で参加します。

(質) 見学をして、協議、一緒に話し合いの場に入らせていただく形ですか、わかりました。参加を希望する三重大学と皇學館大学の3・4年生が対象ということですがけれども、もう参加者は決まっているのですか。これから募集するのですか。

(答 研修推進課) 11月から2月までありまして、1期11月と12月、2期1月と2月と分けております。1期の申込みはもう締め切っておりまして、参加申込者は両大学合わせて36名です。

(質) 2期の方はいつから募集をされるのでしょうか。

(答 研修推進課) 2期の方も同じように始めているのですが、締切が12月1日となっています。

(質) 「経緯」というところで、教員志望者不足の改善とあるのですが、教員志望者の数というのは具体的に何かデータでしたり、そういったものはありますか。

(答) 今年度、すでに実施した公立学校の教員の選考試験の、小学校、中学校、高等学校、特別支援養護教諭、栄養教諭があるのですが、それを合計いたしました申込者数は2,370人となっています。受験者はもうすこし少ないです。申し込まれた方が2,370人。昨年度実施した試験は2,631人の申込者です。その前が2,872人、それからその前が2,842人という形で、校種全体をとらえても減少してきている状況です。

(質) 何年連続減少しているか、ありますか。

(答 教職員課) 過去10年間では、ずっと減少しているので。

(質) 少なくとも10年間ということではよろしいですか。

(答) 今、私の手元にあるのは、25年度に実施した試験のデータがあるのですが、それ以降は、全ての校種を合計した申込者数は、減少した人数はさまざまですが、ずっと減少しております。

(質) 少なくとも10年間はずっと減り続けているという形ではよかったですか。

(答 教職員課) 3年度実施の時だけ、一時、2年度よりは増えています。

(質) わかりました。

(答) 2年度実施の時。令和元年度実施が2,842人で、令和2年度実施が2,872人です。

(質) 「実施の経緯」のところで、研修の視点から授業改善過程を体感してもらおうと書いてあるのですが、連絡推進会議の中で具体的にどういうことが課題だとあがって、それをこの研修によってどういう風に改善できるのか、どういう話し合いがあったのかを教えてください。

(答) 連絡協議会において、教員を志望する学生の方が学校で授業をする際、不安な面もあ

ったり、授業するのは自分でやるわけですけど、そうした場合に他の教員と話し合ったり、あるいは研修とかがどうなっているのだろうかとか、それ以外に生徒指導上の課題であったり、学校の業務というのはどうなのだろうということなど、以前からこういった声は聞いているところです。この研修とは別に、県教育委員会では、県教育委員会事務局の職員が、三重大学の授業の時間をもらって、三重県における教員の状況やいろいろな対応をしていることとか課題とかを、授業の中で話させていただくということも、少し前からさせていただいているところです。やはり実際に学校において困ったときにどうしたらよいかについて不安の声があって、今回は1人で対応するというのではなくて、初任者は初任者の方だけの研修もあるのですけれど、それに加えて、6年次とか11年次の中堅の方も交えた授業改善の取組、これは三重県独自でしているのですけれど、そういう枠組みがあるということで、まずそこを知ってもらって、今後の教職員の希望につなげてほしいと思っています。

(質) なんとなくイメージはわかってきたのですが、多分、教員志望の学生さんは教育実習とかで現場に出る機会があると思うのですが、教育実習との違い、大きな違い、教育実習でも自分で授業を作って、周りの先生たちに相談しながらいろいろやっていくと思うのですが、教育実習との違いについて何かあれば。

(答 研修推進課) 授業実践研修というのは、経験年数が異なる教員がグループを組んで行っております。まず、教員になった時の授業への不安というのを解消できますし、経験年数が違う者が教員に採用されてから1年目の研修だけで終わるのではなく、継続的に同じ同僚しかも他の学校の教員とも協力して、いろいろサポートとかお互いを支え合える、そのような研修をやっていることを体感してもらうところが教育実習とは違う、異なることだと思います。

(質) 教育実習だと同じ学校の先生で、限られた先生の人しか受けないけど、それよりももっと、経験年数も幅広く、さらに他校の先生などいろんな方から意見が聞けるということか。

(答) そうです。特に、それぞれの教員が自分が抱えている課題や自分がやった授業改善を持ち寄りますので、より幅広く学校でのテーマ、課題であったり、それへの対応を認識してもらえと思っています。

その他の項目に関する質疑

○ 訴訟事件の処理について

(質) 発表外で2点質問させてください。まず、訴訟の事件の処理について、今日、資料をいただいまして、判決のところに対する要旨についても書かれているのですが、ちょっと勉強不足で恐縮なのですが、今回のこの訴訟に関しては、県民の方からの訴え、こういった昭和52年から60年までの間に、教師から暴行を受けたという、こういったことは県教委としては、こういう事実はなかったと見られている。

(答) そうです。そういうことを、一審、津地方裁判所への訴えもありましたので、その時も調査させていただいて、それ以降、今回の控訴審においても相手方からは新たな主張という形で訴状においては示されておりませんので、我々としては引き続き、津地裁の判決の維持と控訴の棄却を求めていきたいというのが対応方針になっております。

(質) 今回のことに関して、何か周辺の方から聞き取りでしたりとか、そういった調査というものは行われているのですか。

(答) 今回の控訴審に向けてはやっておりません。

(質) 元々の裁判に向けてはされていたという形になりますか。

(答) はい。そうです。

○ 夜間中学について

(質) もう1点。夜間中学についてですけど、今日、まなみえの方が最終日に今年度は最終日になると思うのですが、来年に向けての改善点でしたりとか、課題というものがございましたら教えていただきたいです。

(答) まなみえを昨年度から始めさせていただいて、今年度はより中学に近い形で、教科とか、日数というのも昨年度に比べて増やさせていただきました。それで、去年から継続的に通ってみえる方に加えて、今年度からの方もみえるわけですけど、来年度のまなみえに向けては改めて指導員の方から、我々も意見交換をして、今度、令和7年度に向けて夜間中学を設置していくことで方針を定めさせていただきましたので、それに向けても並行して夜間中学のカリキュラムが教育課程を具体的に市町教育委員会と共に検討していくこととなりますので、そこにも資するような形でこれから来年度のまなみえに向けては、今年度学んでいただいた生徒さんの声だとか、教えていただいた指導員の方々の改善事項とか成果とかをきちんと聞きながら来年に向けて検討していきたいと思っております。

(質) 具体的な改善点でしたり、そういったところはこれからという形になりますか。来年度変わるところは。

(答 小中学校教育課) 具体的なところはこれからになりますけど、講師の先生方とか受講生の方に聞きとっていく中で見出していききたいと思います。

○ 岐阜県立高校への月刊誌送付について

(質) 統一教会の関係で伺いたいと思います。隣の岐阜県ですけど、旧統一教会の友好団体の世界平和女性連合の関係する月刊誌「アワーストーリー」というものが、岐阜県の県立高校の43校に数年前から送付されていたことが明らかになっていますけど、三重県として、三重県教育委員会として、そういったことを把握されているのか、今後調査することがあるのか教えてください。

(答) 現時点として、そういったことは把握しておりません。今後の調査について今時点で

どうするかいうことを決めている状況にはございません。

(質) 岐阜県さんのことを受けて、調べたということはない。

(答) あとでまた確認します。

○ いじめ調査委員会について

(質) 今日、午前中にいじめの再調査の審議会が、調査委員会が開かれたと思うのですが、それに関しまして、何か教育委員会の方からコメント等があればお願いします。

(答) 教育委員会、審議会の方々に進めていただいた調査において、知事部局で再調査をいただくことですので、教育委員会として、申し上げる立場にないわけですが、再調査におかれては、被害生徒とかその保護者の方の思いに沿っていただけるような調査を進めていただければと思っています。

以上、14時08分終了